

第169回山形県都市計画審議会議事録

- 1 日 時 平成25年11月26日(火) 13時30分～14時15分
- 2 場 所 山形県自治会館 4階 401会議室
- 3 付議事項 別添のとおり
- 4 出席委員 青柳(紀)委員、國井委員、高谷委員、高橋委員、守屋委員、山口委員、佐々木(栃沢)委員、小池(伊藤)委員、長谷川(松田)委員、杉山(大坂)委員、遠藤委員、青柳(信)委員、榎津委員、奥山委員、田澤委員、吉村委員、加藤委員
17名
- 欠席委員 大園委員、本間委員、守本委員、市川委員、柴田委員
5名
- 5 事務局報告 新委員の紹介後、本審議会が開会要件を満たしていることを報告した。

6 議 事

(1) 会長選挙

(結城課長補佐)

本審議会の会長は、山形県都市計画審議会条例第5条第1項の規定により、学識経験者の委員のうちから、委員の選挙によって定めることとされており、学識経験者の委員の改選に伴い、ただ今、会長が不在となっております。

つきましては、新会長の選出のため、仮議長の選任が必要となりますが、仮議長の選出については、事務局に御一任いただいでよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

御異議がないようでございますので、仮議長を指名させていただきます。
山口委員、お願いいたします。

(仮議長)

ただいま指名いただきました山口でございます。

それでは、ただいまから第169回山形県都市計画審議会を開会いたします。

本日の審議会は、公開といたします。

会長を選出するまでの間、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いたします。

山形県都市計画審議会条例第5条第1項の規定により、会長を学識経験者の委員のうちから、委員の選挙により定めることとなりますが、選挙はどのような方法で行えばよろしいでしょうか。

(仮議長一任の声)

(仮議長)

仮議長一任の御発言がありますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

(仮議長)

御異議がないですので、そのようにさせていただきます。

それでは、選挙の方法は指名推選により行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

(仮議長)

異議なしと認めます。よって、指名推選の方法により行うことに決定しました。

指名は、私の方から行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

(仮議長)

異議なしと認めます。それでは、私から会長を指名させていただきます。

会長に高谷委員を指名いたします。

ただいまの指名に対し、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

(仮議長)

異議なしと認めます。

よって、高谷委員が会長に選出されました。

皆様の御協力、誠にありがとうございました。

(結城課長補佐)

山口委員、仮議長ありがとうございました。

それでは、高谷会長、議長をお願いいたします。

(議長)

ただいま皆様からの御指名によりまして会長に選出されました高谷でございます。

皆様の御協力をいただきまして、職責を果たして参りたいと存じますので、よろしく願い申し上げます。

(2) 審議

(議長)

それでは早速、審議に入りたいと思います。

まず初めに、会長の職務代理者を指名したいと存じます。

山形県都市計画審議会条例第5条第3項の規定により、会長の職務代理者は会長の指名によるとなっておりますので、守屋委員を指名いたします。

次に、本日の議事録署名委員2名を私から御指名申し上げます。國井委員、山口委員、以上の両委員をお願いいたします。

次に、本日の審議会における表決は、挙手の方法によりたいと思います。

今回、知事より本審議会に諮問されました案件は、皆様のお手元に差し上げております議案書のとおり2案件でございます。

それでは、諮問事項について、当局の御説明をお願いします。

(相田県土整備部次長)

県土整備部次長の相田でございます。

本日は、委員の皆様方には、御多用のところ御出席いただきまして誠にありがとうございます。

知事が所用で出席できませんので、知事に代わって提案させていただきます。

本日の審議会に諮問いたします案件は、2案件でございます。議第1号「金山都市計画道路の変更」、議第2号「南陽都市計画道路の変更」でございます。

議第1号「金山都市計画道路の変更」については、長期未着手計画路線の見直しによる案件であり、都市計画道路の廃止のほか、車線数が未決定だった路線について、追加決定するものでございます。

議第2号「南陽都市計画道路の変更」については、赤湯駅から赤湯温泉街へ繋がる路線であります「3・4・5号赤湯停車場線」の、幅員、一部区間の線形及び延長について変更するものでございます。

それぞれの内容と縦覧結果等につきましては、事務局より御説明いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

(議 長)

それでは、議第1号「金山都市計画道路の変更」について議題に供します。

事務局の説明を求めます。

(議案書及び資料により西尾都市計画課長が説明)

(青柳(紀)委員途中退席)

(議 長)

ありがとうございました。ただいまの説明に対して、御意見、御質問はありませんか。

(青柳委員)

車線数が未決定のものについては、いつまでに決定しなければいけないという決まりはありますか。

(西尾都市計画課長)

決まりはなく、その都度決定することとされています。

(議 長)

他にございませんか。

ないようでございますので、これより採決いたします。

議第1号に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(議 長)

挙手全員でございます。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

(議 長)

次に、議第2号「南陽都市計画道路の変更」について議題に供します。

事務局の説明を求めます。

(議案書及び資料により西尾都市計画課長が説明)

(議 長)

ありがとうございました。ただいまの説明に対して、御意見、御質問はありませんか。

(吉村委員)

延長が30m短くなるということですが、線形の変更に伴うものですか。

(西尾都市計画課長)

延長の変更については、測定の精度の違いによるものです。当初の決定時は、図面上で測定したものでしたが、今回は、実際に測量した結果、延長が異なっていたものです。

(議 長)

他にございませんか。

ないようでございますので、これより採決いたします。

議第2号に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(議 長)

全員挙手でございます。では、2号議案につきましては、原案のとおり決定いたしました。

本日は、以上をもちまして知事より本審議会に諮問されました案件の審議はすべて終了いたしました。

知事に対する答申文の作成につきましては、私に御一任くださるようお願いいたしたいと存じますがいかがでしょうか。

(意義なしの声)

意義がないようでございますのでそのようにさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、終始慎重なご審議をいただきありがとうございます。これをもちまして本日の審議を終了いたします。

(終了 14時15分)

平成25年11月26日